主

本件抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告の趣意は、忌避申立却下決定に対する抗告を棄却した原決定が憲法 三七条一項に違反するというものであるが、被告人に対する恐喝事件の受訴裁判所 の裁判官として被告人に対する勾留更新決定を行ない、また保釈請求却下決定を行なった裁判官近藤道夫が、その後右事件につき合議体で審理する旨の決定がなされ、右事件を審理する合議体の構成員になったことは、所論の通りであるが、そのため に同裁判官が職務から除斥されることがないことは勿論、忌避の理由があるものと も認められないから、右原決定が憲法三七条一項に違反するものでないことは、当 審大法廷判決(昭和二四年新(れ)第一〇四号、同二五年四月一四日判決、刑集四 巻四号五三五頁)の趣旨に照らせば明らかである。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一〇月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	/]\	Ш	信	雄